

照 会 書

令和2年11月24日

〒950-0911

新潟県新潟市中央区笹口1-18-1

八重洲ビル5階

有限会社興創

代表取締役 榑 茂 喜 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

当法人は、消費生活専門相談員や学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っているNPO法人です（当法人の詳細については、当法人のウェブサイト〔URL:<http://www.e-hocnet.info/>〕をご参照ください。）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは、平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行う「適格消費者団体」としての活動も行っております。

第2 照会事項1

1 貴社が使用されている家庭教師派遣契約書には、学習教材（書籍）の関連商品販売契約の中途解約時における損害賠償額の予定として、以下の契約条項があります（以下「本件契約条項」といいます。）。

(1) 関連商品が返還された場合

返還時期が3か月未満の場合

関連商品の販売価格の25%に相当する金額

返還時期が4か月以降の場合

関連商品の販売価格に対する「入会から退会までの月数÷役務期間月数×100」(%)に相当する金額。ただし、この金額が販売価格の25%以下になる場合は、販売価格に対する25%とする。

(2) 関連商品が返還されない場合

関連商品の販売価格

(3) 関連商品の引渡し前である場合

契約締結に通常要する費用として、教材送料及び取扱手数料2000円

2 当団体では本件契約条項に関して、消費者契約法及び特定商取引に関する法律（特定商取引法）に基づいて、その効力等を調査・検討しております。検討にあたりまして、以下の各点について、ご照会申し上げます。

(1) 関連商品とされている貴社が販売している学習教材（学習指導書、教科書重点テスト、小学生総整理など）につきまして、それぞれ1冊ごとの販売価格をご回答ください。ご回答に代えて、販売価格表をご提供いただく形でも結構です。

(2) 本件契約条項のうち前記1項(1)の時期の区分について、3か月以上から4か月未満の返還時期の場合にはどの条項が適用になるのか、ご回答ください。

(3) 本件契約条項のうち前記1項(1)に定める額が、特定商取引法49条6項1号の定める額以下であるとの理由をご回答ください。ご回答にあたっては、金額の内訳の分かる資料その他の根拠資料も添付してください。

(4) 本件契約条項のうち前記1項(3)記載の教材送料及び取扱手数料2000円が、特定商取引法49条6項3号の通常要する費用の額といえる理由をご回答ください。ご回答にあたっては、金額の内訳や実際の支出の有無が分かる

資料その他の根拠資料も添付してください。

- (5) 本件契約条項のうち前記1項(1)に定める額が、消費者契約法9条1号の定める平均的な損害の額以下であるとの理由をご回答ください。ご回答にあたっては根拠資料も添付してください。
- (6) 本件契約条項のうち前記1項(3)記載の教材送料及び取扱手数料2000円が、消費者契約法9条1号の定める平均的な損害の額以下である理由をご回答ください。ご回答にあたっては根拠資料も添付してください。

第2 照会事項2

当団体での調査によれば、家庭教師派遣契約締結時の説明とは異なり、貴社が派遣した家庭教師が貴社の販売する関連商品以外の教材を購入するように消費者に求めていた事例がありました。また、貴社に対してクーリングオフを申し出たところ、貴社社員からクーリングオフの申出を断られたという事例もありました。貴社は、派遣家庭教師及び貴社社員に対して、消費者契約法及び特定商取引法を順守させるために、どのような取り組みをされているのか、ご回答ください。つきましては、貴社の家庭教師の指導マニュアルや法令順守に向けたマニュアルも添付してください。

第3 照会への回答先等

以上の照会事項に対する回答及び資料を、令和3年1月15日までに、書面にて、当団体事務所までお送りくださいますよう、お願いいたします。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容は、当法人の活動目的のために公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白